



答 申 第 2 号
平成2年10月24日

秋田県知事 佐々木 喜久治 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 丸 山 健

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問
について（答申）

平成2年9月14日付け農産-583で諮問のこのことについて、別紙のとおり答申します。

1. 「庭積の机代物に関する推薦について（伺い）（平成2年度）外1件」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第2号）

別 紙

諮問 第2号

答

申

審査に当たっては、実施機関（農産園芸課）から非公開理由説明書（別紙「資料2」）に基づき非公開の理由等を聴取するとともに、異議申立人からは異議申立書（別紙「資料1」）及び非公開理由説明書に対する反論書（別紙「資料3」）に基づき異議申立ての理由、意見等を聴取し、非公開対象公文書を個別、具体的に審査した結果、以下のように判断する。

審査会の結論

- ① 非公開の理由として、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項第3号（国等との協力関係情報）及び第5号（個人の生命、身体等の保護に係る情報）に該当するとした秋田県知事の判断は、おおむね妥当と判断する。
- ② 異議申立人は、公文書の公開請求を行った趣旨について、大嘗祭に県がどのように関与しているかを知りたかったとのことであり、県民の公開を求める権利を最大限に尊重するため、2件の対象公文書の次の部分は条例第6条第2項の規定に基づく部分公開が妥当と判断する。
 - ア. 起案用紙（鑑の部分）の保存期間欄、「起案・決裁・施行」の各年月日欄、文書記号番号欄、起案者欄の担当課名、「あて先・施行者名・題名」の各欄及び伺い本文
 - イ. 文（案）のうち、「品目及び関係団体に係る部分」を除く送り状の部分
- ③ 写しの交付を求められた場合は、活字等に置き換えたものを交付するものとし、原本との同一性は、公開の際に異議申立人に確認してもらうものとする。

なお、条例第4条の規定に基づき、異議申立人に対しては、写しの交付によって得た情報について適正に使用するよう申し入れるものとする。

付 記

本件の公文書の公開について、宮内庁から出来る限り早い時期に公表の了承を得るよう、県から宮内庁に対して要請することを希望する。